

参入公募型競争入札申込者心得書

参入公募型入札申込者（以下「入札者」という。）は次の各事項をよく読んで入札に参加してください。

（入札参加者の資格）

1 特別の理由がある場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者は、入札に参加することはできません。

（入札参加者の制限）

2 次の各号のいずれかに該当すると認められ、3年以内の定めた期間を経過しない者は入札に参加できません。また、その者を代理人、支配人、その他の使用人として使用する者についても、また同様とします。

- (1) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき
- (2) 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき
- (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき
- (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき
- (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかったとき
- (6) この項（この号を除く。）の規定により競争に参加できない者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他使用人として使用したとき

2の2 前項に該当する者を入札代理人として使用する者は入札に参加できません。

（入札仕様書、図面等）

3 入札に参加しようとする者は、あらかじめ仕様書、図面、見本、現品、現場、契約条項、関係法規等をよく調査の上、入札しなければなりません。

（入札の期間）

4 入札は当機構の参入公募型競争入札システム（以下「システム」。）より通知した期間にシステムを通じて行うものとし、当該期間に遅れたときは、入札に参加できません。

（入札の取扱い）

5 入札は契約の申込として取り扱いますので御承知おきください。

(入札方法)

6 入札は全て事前に契約案件ごとに通知された ID 及びパスワードにてシステムにログインした上で、入札開始日時から入札終了日時までに入札に必要な事項を登録してください。なお、システムの利用に当たっては、「参入公募型入札システム 受注者向けマニュアル」を参照してください。

(入札金額の決定)

7 入札金額はシステムに登録した金額（税抜き）になります。

(開札)

8 開札は、第 4 項に掲げる日時にシステムを通じて行います。
入札者は、一旦登録した入札金額の変更又は取消をすることができません。

(落札)

9 開札の結果、予定価格の制限に達した入札者のうち、請負、買入れ、貸借等の場合は最低の価格で入札した者を落札者とし、この者と契約することを原則として当機構の定める手続を経た後決定します。

(落札者 2 人以上の場合)

10 落札者となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに、入札者のうちからシステムに搭載されている電子くじ機能を利用し落札者を決定します。

(入札回数)

11 入札の回数は 1 回とします。なお、落札者がいないときは、入札者のうちから特定の相手方と協議に入ることがあります。

(入札者の排除)

12 入札者が、次の各号の一に該当する行為があると認められたときは、入札から排除します。

- (1) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (2) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(入札の無効)

- 13 入札者が次の各号の一に該当する場合における入札は無効とします。
- (1) 第 1 項、第 2 項及び第 12 項の各号の一に該当する者の行った入札
 - (2) 入札開始日時から入札終了日時までに入札が行われなかったとき

(3) 入札に係る ID 及びパスワードを不正に入手し入札したとき

(4) 前各号のほか、入札に必要な条件を備えないとき

(契約事務)

14 契約相手方として決定した者は、速やかに契約書その他関係書類を作成し、契約事務を担当する職員に提出しなければなりません。

(費用)

15 入札及び契約事務に関する費用は、全て入札者の負担とします。

(その他)

16 入札者は入札後、この心得書、仕様書、図面、契約条件、現場等について不明を理由として異議を申し立てることはできません。